

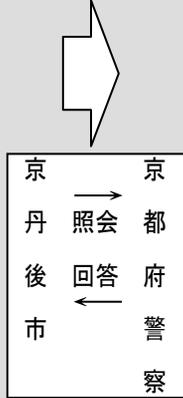
京丹後市の契約等から暴力団等を排除する措置

これまでの暴力団排除対策

○ 京丹後市建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱

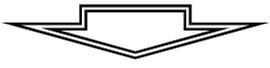
京丹後市建設工事からの暴力団排除対策会議
○ 指名からの除外、参加資格の認定取消しを行うための検討

排除項目
① 暴力団関係者である場合及び暴力団関係者が経営に事実上参加したとき
② 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務履行の強要のため暴力団関係者を使用したとき
③ 暴力団関係者に金銭物品その他財産上の利益を与えたとき



建設工事からの暴力団排除

◎ 競争入札参加資格の取消し
★ 一般競争入札
入札参加資格を認めない
★ 指名競争入札
指名しない



新たな暴力団等の排除対策（H23年4月1日施行）

○ 京丹後市暴力団等排除措置要綱

「対策委員会」を設置

○ 暴力団等の排除措置及び解除に関する協議
○ 暴力団等の不当介入に対する対策

排除項目

① 暴力団員である場合及び暴力団員が経営に事実上参加したとき
② 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために暴力団等を利用したとき
③ 暴力団等に金銭物品その他財産上の利益を与えたとき

<以下新規>

④ 役員等が暴力団等と社会的に非難される関係を有しているとき
⑤ 上記①～④に該当する業者と知りながら、下請契約、原材料購入契約等を締結したとき
⑥ 勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき

通知及び公表<新規>

① 排除措置の対象者に通知
② 排除措置の対象者の情報を公表

不当介入に対する措置<新規>

① 本市は、契約等の相手方が不当介入を受けたとき、本市への報告、警察への届出を行うよう指導する。
② 本市は、本市の契約等に係る下請負人又は受任者が不当介入を受けたとき、これら下請負人又は受任者が本市への報告、警察への届出を行うよう契約等の相手方に指導させる。

(合意書)



全庁のあらゆる調達契約等からの暴力団等排除

建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務の調達契約並びに財産の買入れ等の契約、さらに公有財産処分等の契約、行政財産の使用から暴力団等を排除する。

◎ 競争入札参加資格の排除

★ 一般競争入札
入札参加資格を認めない
★ 指名競争入札

◎ 落札決定の取消し<新規>

落札決定者が排除措置を受けた場合は、落札決定を取消し、契約を締結しない

◎ 契約の解除<新規>

契約等の相手方が排除措置を受けた場合は、「契約解除をすることができる」「違約金を徴収する」【契約約款に規定】

◎ 随意契約からの排除<新規>

原則、排除措置対象者とは随意契約しない

◎ 公有財産処分等の契約からの排除<新規>

排除措置対象者とは契約を締結しない

◎ 行政財産の使用からの排除<新規>

排除措置対象者に使用を許可しない

◎ 下請負等の禁止及び下請契約の解除<新規>

★ 排除措置対象者が下請人、資材・原材料の購入契約の相手方、受託者となることを禁止。
★ 下請契約の解除ができる【契約約款に規定】

◎ 報告・届出義務<新規>

特記仕様書等に規定する

市が出資する団体及び指定管理者に対し、同様の排除措置を行うよう協力要請する。